の間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十七号）第二の一及び二に規定する特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。以下同じ。）及び特例フィリピン人看護師候補者（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第百五十九号）第二の一に規定する特例フィリピン人看護師候補者をいう。以下同じ。）」に、第三の二の2の㈠中「及び特例インドネシア人看護師候補者」を「、特例インドネシア人看護師候補者」を「、特例インドネシア人看護師候補者等及び特例フィリピン人看護師候補者」に、第三の三の2の㈠中「及び特例インドネシア人看護師候補者」を「、特例インドネシア人看護師候補者等及び特例フィリピン人看護師候補者」に改め、第三の四の2の㈠中「及び特例インドネシア人看護師候補者」を「、特例インドネシア人看護師候補者等及び特例フィリピン人看護師候補者」に改める。

○法務省告示第百六十一号

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第五百六号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十三日

法務大臣　小川　敏夫

第三の一の2の㈠中「及び特例インドネシア人看護師候補者（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十七号）第二の一に規定する特例インドネシア人看護師候補者等（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十七号）第二の一及び二に規定する特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。以下同じ。）及び特例フィリピン人看護師候補者（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第百五十九号）第二の一に規定する特例フィリピン人看護師候補者をいう。以下同じ。）」に改め、第三の二の2の㈠中、第三の三の2の㈠、第三の四の2の㈠及び第三の五の2の㈠中「及び特例インドネシア人看護師候補者」を「、特例フィリピン人看護師候補者及び特例インドネシア人看護師候補者等」に改める。

○法務省告示第百六十二号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十四年四月二十三日

法務大臣　小川　敏夫

登記所

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第三十五号）の規定によりその商業登記の事務（横浜地方法務局平塚出張所の管轄に属する事務に限る。）が横浜地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の横浜地方法務局西湘二宮支局

指定の効力が生ずる日

平成二十四年五月七日

附　則

この告示は、平成二十四年四月二十三日から施行する。

○農林水産省告示第千九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町小塩字尻深一八三〇の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市八幡西区大字畑字日尾五五（次の図に示す部分に限る。）、字祖母ヶ谷一八三七・一八三八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県築上郡上毛町大字西友枝三七七、三八四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字西友枝三七七・三八四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木赤谷字犬岳一六一二の四、一六一七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）